二十六　平成二十五年総務省告示第四百六十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～13　略］		
14	削除	
［15　略］		
16	削除	
［17～46　略］		
47	削除	
48	削除	

改正前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～13　同左］		
14	(1)　東京都立川市曙町３―18―55　(165.50) (2)　東京都昭島市昭和町５―10―16　(133.60)	北緯35度42分01秒東経139度25分26秒の地点と北緯35度42分30秒東経139度22分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［15　同左］		
16	(1)　埼玉県熊谷市末広１―13　(80.80) (2)　埼玉県熊谷市野原字鹿島557―１　(98.90)	北緯36度08分46秒東経139度23分28秒の地点と北緯36度06分23秒東経139度21分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［17～46　同左］		
47	(1)　長野県木曽郡木曽町福島城山国有林726い林小班外　(975.30) (2)　長野県木曽郡木曽町新開129―23　(1281.10)	北緯35度51分06秒東経137度41分42秒の地点と北緯35度49分54秒東経137度45分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
48	(1)　新潟県上越市大字諏訪字浦田17―１　(58.00) (2)　新潟県上越市浦川原区顕聖寺字大山542―２　(170.90)	北緯37度08分12秒東経138度17分58秒の地点と北緯37度09分04秒東経138度22分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯37度09分06秒東経138度22分29秒の地点と北緯37度09分07秒東経138度22分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯37度09分09秒東経138度22分43秒の地点と北緯37度09分42秒東経138度25分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度09分43秒東経138度25分35秒の地点と北